

市政記者クラブ 様

観光文化交流局観光交流部観光推進課

担当：江場、鶴見 電話 972-2225

(愛知県政記者クラブと同時発表)

高級ホテル立地促進補助制度 補助金申請受付を再開します

名古屋市では、ハイレベルな国際会議の開催や海外の富裕層旅行者等の誘致を通じ、地域のブランド力を向上させる高級ホテルの立地を促進するため、愛知県と連携して、高級ホテルを新設する事業者に対する補助制度を令和2年4月から設けています。

令和2年4月から令和4年3月までの補助事業認定申請の受付では、計3件の高級ホテルの事業認定を行いました。

この度、愛知県と連携して補助金の申請受付を下記のとおり再開しますので、お知らせします。

記

1 補助金の名称

名古屋市高級ホテル立地促進補助金

2 対象となるホテル

次のいずれにも該当するものであると認められ、その立地により都市のブランド力向上が図られるもの

- ・ ハイレベルな国際会議の開催会場や参加者の宿泊場所になり得ること。
- ・ 海外富裕層旅行者等に宿泊場所として選ばれること。

3 補助要件

対象となるホテルを建設する場合で、以下の要件を全て満たすもの

項 目	内 容
客室面積	・ 平均面積が 45 m ² 以上
客 室 数	・ 150 室以上
スイートルーム	・ スイートルームの設置 ・ 室数は、総客室数の 5 %以上 ・ 国賓級の要人に対応できる室（概ね 100 m ² 以上）の設置
バンケットルーム（宴会場）	・ バンケットルームの設置 ・ ただし、1,000 m ² 以上のバンケットルームを設ける場合、客室数は 100 室以上で可とする。
車 寄 せ	・ ホテル専用の車寄せの設置 ・ 要人警護に必要な車列を組むスペースを確保すること。
附帯施設	・ 複数のレストラン、スパ・フィットネス施設、バー・ラウンジの設置
その他のサービス	・ バレーパーキング(※1)のサービス ・ コンシェルジュのサービス

※1 バレーパーキングとは、利用者の車のキーをホテルスタッフに預けることで、利用者に代わり駐車場への入出庫を行うサービス

4 補助内容

項 目	内 容
補助対象者	市内で高級ホテルを新設し、固定資産を取得する者
補助対象経費(※2)	高級ホテルの新設に伴う固定資産取得費(消費税及び地方消費税を除く)ただし、土地を除く
補 助 額	補助対象経費の10%に相当する額
限 度 額	1件あたり10億円 (県市合わせて最大20億円)
支払方法	10年間の分割払い

※2 固定資産(土地を除く)とは、地方税法における家屋及び償却資産をいい、固定資産の取得に要する費用は、法人税法における建物及びその附属設備並びに機械及び装置の取得価額に限られます。複合ビルについては、用途ごとの床面積で按分し、高級ホテルの用に供する部分に係る固定資産取得額を算定するものとします。

5 認定申請受付期間

令和7年5月1日から令和12年3月31日まで

※申請は随時受け付けます。ただし、工事着手の前日までに申請書の提出が必要です。

※事業認定にあたっては、有識者から意見聴取を行います。

※補助金の申請を希望される方は、事前に担当課まで御相談ください。

6 これまでの認定実績

第1号(令和3年2月認定)「TIAD, オートグラフコレクション」(令和5年7月開業)

第2号(令和3年9月認定)「コンラッド名古屋」(令和8年8月開業予定)

第3号(令和3年9月認定)「エスパシオ ナゴヤキャッスル」(令和7年10月開業予定)

7 その他(宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度)

当補助事業認定を受けた場合、都市計画制度を適用した「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針」に基づく容積率緩和において、高級ホテルの整備による割増容積率が2倍となります。

当制度の詳細につきましては、

住宅都市局都市計画部都市計画課(電話972-2713)にお問い合わせください。